

民生常任委員会記録

日時 令和8年6月8日（月）

場所 第二委員会室

午前 10時00分 開会

○後藤 啓委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席であります。直ちに本日の会議を開きます。

本委員会に付託されております案件は、お手元に配布の次第のとおり、議案1件であります。それでは、順次審査を行います。

議第53号 酒田市印鑑条例及び酒田市手数料条例の一部改正について

○後藤 啓委員長 初めに、酒田市印鑑条例及び酒田市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

市民課長。

○市民課長 それでは、議第53号酒田市印鑑条例および酒田市手数料条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正は、出入国管理および難民認定法等の一部を改正する法律の施行および印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。主な内容といたしましては、本年6月14日に同法が施行され、個人番号カードと在留カードが一体化された特定在留カード並びに個人番号カードと特別永住者証明書が一体化された特定特別永住者証明書の交付が開始されます。

これに伴い、新たに交付されるこれらのカードを用いて、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から証明書の交付を受けられるよう、酒田市印鑑条例第17条第2項、同第19条及び酒田市手数料条例第6条第2項に、所要の規定を追加するものです。

また、漢字圏の外国人住民のうち本国の公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されていない方について、住民票に記載されているカタカナ表記での印鑑登録を可能とするため、酒田市印鑑条例第7条第2項に規定を追加するものでございます。

詳細につきましては、各条例の新旧対照表をご参照くださいますようお願いいたします。なお、施行期日は、公布の日としております。以上、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○後藤 啓委員長 これより質疑を行います。

（なし）

○後藤 啓委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（なし）

○後藤 啓委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第53号酒田市印鑑条例および酒田市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議第53号は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり決しました。

以上で本委員会に付託されました議案1件の審査は終了いたしました。

なお、報告書の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 ご異議なしと認めます。

よって報告書の作成は正副委員長にご一任願います。

これをもちまして、民生常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午前 10 時 03 分 閉 会